

掛川市告示第13号

掛川市重度心身障害者タクシー利用料金助成要綱（平成17年掛川市告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月14日

掛川市長 松 井 三 郎

第3条第1号中「第18条第3項」を「第18条第2項」に、「身体障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に改め、同条第4号中「知的障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。